

# 岡山市立西大寺中学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものである。また、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめを許さない生徒の意識を育成することを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び教職員の責務)

学校は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるものとする。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとることとする。

### 3 いじめ防止のための組織

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）に従い、以下の組織を設け、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるものとする。

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導担当、養護教諭  
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、こども相談主事  
いじめ事象発生時は、関係する教職員、人権担当、不登校支援・教育相談担当  
重大事態発生時は、岡山市教育委員会、警察、弁護士、こども総合相談所など事態の性質に応じた外部第三者機関を加える。

(3) 役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定  
4月職員会議での提案
- いじめの未然防止に向けた取り組み  
「規律正しくわかりやすい授業づくり・確かな学力の定着」  
「居場所づくり・自己有用感の育成」  
「行事の充実・絆づくり」
- いじめ事象への対応、アンケート分析
- 教職員の資質向上のための校内研修
- 年間計画の企画と実施、進捗状況のチェック  
特別活動を含め、学校全体で計画的系統的にいじめ問題への取り組みを行う
- 学校いじめ防止基本方針の見直し  
PDCA サイクルによる見直し

### 4 いじめの未然防止に向けた具体的な取り組み

いじめを未然に防止し、いじめに向かわせないため、主に学校で取り組むべき課題は、「規律正しくわかりやすい授業づくり・確かな学力の定着」「居場所づくり・自己有用感の育成」「行事の充実・絆づくり」であると考え。つまり、「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒」を育成していくことである。

(1) 「規律正しくわかりやすい授業づくり・確かな学力」

- 授業規律
  - ・授業始め、終わりのあいさつをきちんとする。
  - ・忘れ物をさせない指導。
  - ・「着席チャイム」の推進
- 協同学習の推進
  - ・コの字型、4人班、男女市松模様の座席配置
  - ・わからないことはわからないと言え、学び合える人間関係づくり
  - ・「聴く・伝える・つなぐ」をキーワードに、自分の思いを人に伝え、そして人の話を目と耳と心で大きくことができる生徒像を目指す。

(2) 「居場所づくり・自己有用感の育成」「行事の充実・絆づくり」

●学級、学年、学校が居場所になるように

- ・「絆づくり」とは、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり、「自己有用感」であるので直接与えることはできない。そのため、協同学習、行事の充実、人権教育、集団づくり小グループ活動を生かした学級活動、特別活動による人間関係づくりを行う。

(3) 学級のリーダーが支持される風土づくり

●小グループの活用

- ・小グループの活用による学級のリーダー育成に努める。
- ・学級の問題に主体的に取り組めるようにする。

●生徒会活動の活性化

- ・生徒会執行部のみならず、各専門委員会を動かし活躍できる場を与えるようにする。

5 いじめの早期発見のための措置

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒が、いじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員は生徒の様子に目を配り、互いに気になることは必ず情報交換し、生徒への理解を共有していく。

(1) いじめ調査等

●いじめアンケート

- ・いじめを早期発見するため、年3回実施する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を確認した場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には早い段階から的確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

●教育相談

- ・アンケート実施後、教育相談を行い実態把握に努める。
- ・教育相談で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては個人情報保護法に沿って適切に管理する。

●生活ノート

- ・生徒の変化を適切にとらえるために、毎日の生活ノートを有効活用する。

●保護者との連携による情報共有

- ・家庭訪問（4月）個別懇談（7月・12月）での生徒の実態把握を行う。
- ・保護者、生徒が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、日頃からの声かけ等により良好な信頼関係の確立を図る。

(2) いじめ相談体制

●相談窓口 西大寺中学校（086-942-3818）

- ・「不登校支援・教育相談担当」・「生徒指導主事」とするが、生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生やスクールカウンセラーも含まれる。

(3) 組織としての調査

●生徒指導係会

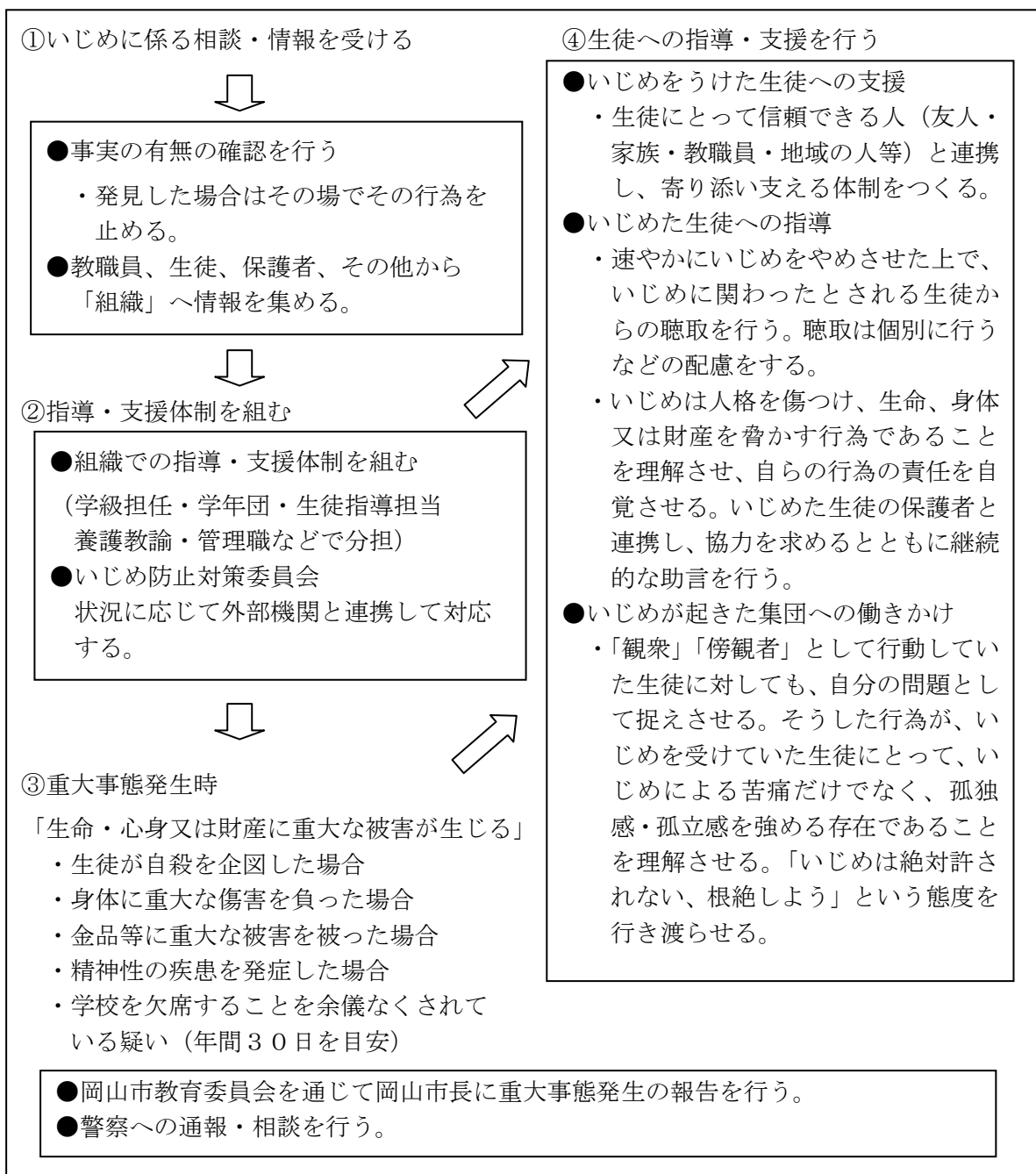
- ・毎週1回実施する。校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導担当1名、養護教諭、必要に応じて関係機関が参加し、各学年での問題行動やいじめ事象への対応協議や情報共有を図る。

●いじめ防止対策委員会

- ・年5回（4月6月7月10月2月）実施する。

6 いじめに対する早期対応のための措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。



## 7 ネット上のいじめへの対応

ネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念される。

### (1) 生徒・保護者への啓発

- リーフレットの配布
  - ・生徒の PC、携帯電話、スマートフォン等の使用について、保護者の責任及び監督下で行われるように協力を呼びかける。
- 携帯電話・スマートフォン等の校内への持ち込み及び使用を禁止
  - ・保護者から申し出があった場合、担任が朝の会で預かり、帰りの会で返す。
- インターネットモラル教室
  - ・岡山東警察署の協力で行う。
- 情報モラル教育
  - ・各教科、総合的な学習、道徳教育などの機会を通じて行っていく。

### (2) ネット上のいじめへの対応

SNS (LINE など) による、表面化されない非公開型いじめ (本人不在の中、顔写真をアップし加工を加え、悪口を書き込む・読んだ後に返信しない「既読無視」・グループから排除する「強制退会」など) が全国的に増加傾向にある。複雑化するネットいじめの現状を知り、関係機関と連携して対応する。

- 不適切な書き込み等
  - ・学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。組織で対応を協議し、関係生徒からの聴取を行う。被害にあった生徒へのケア等必要な措置を講じる。
  - ・書き込みへの対応は、書き込んだ生徒が特定できた場合は、保護者の責任のもと削除協力をお願いする。ネット上の誹謗中傷、個人情報漏洩など、書き込んだ相手が特定できない場合は、警察、法務局などと連携して対応する。
- 重大事態発生時
  - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察への通報を行う。

## 8 その他

本方針に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

### (1) いじめが解消されている状態

いじめは、単に謝罪をもって安易解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の見守りを必要とする場合もある。

#### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められること。本人・保護者と面談等により確認をする。

## (2) 配慮が必要な生徒についての支援

学校として、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ①発達障害を含む、障害のある生徒へのいじめを防止するため、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画などで情報共有して適切な支援を行う。
- ②性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒へのいじめを防止するため、教職員で正しい理解の促進と、必要な対応について周知する。
- ③東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 8 PDCA サイクル (Plan-Do-Check-Action) による取組と評価

PDCA サイクルの考え方に従い、アンケート実施時にはいじめ防止対策委員会を開き、その期間における取組が適正に行われたか否かを検証する。もし、期待するような指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行うなどする。